

○東松山市市民健康増進センター条例施行規則

平成12年3月31日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市市民健康増進センター条例（平成12年東松山市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用証の交付)

第2条 市長は、市内に住所を有するセンター利用者に利用証（様式第1号）を交付する。

(利用の手続)

第3条 センターを利用しようとするときは、前条の利用証を提示し、個人利用者名簿（様式第2号）又は団体利用者名簿（様式第3号）に必要な事項を記入するものとする。

2 団体に小和室、多目的ルーム又は会議室のいずれかを利用しようとするときは、あらかじめ利用の予約をするものとする。

(入館料等の納付)

第4条 条例第7条第1項の規定による入館料等の納付は、券売機による利用券（様式第4号）の購入をもって代えるものとする。

2 条例第7条第2項の規定により発行する回数券（様式第4号の2）は、受付で購入するものとする。

(入館料等の免除等)

第5条 条例第8条の規定による入館料等の免除を受けようとする者は、あらかじめ入館料等免除申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、入館料等の免除を受けた者のうち、条例第8条第1項に規定するものに入館料等免除利用証（様式第6号）を交付するものとする。

3 前項の入館料等免除利用証の交付を受けた者は、入館料等免除利用証を提示することにより、センターを利用することができる。

(遵守事項)

第6条 センターを利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用した設備及び備品は、原状に復して整理整頓すること。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 他の者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。
- (4) その他市長の指示に従うこと。

(指定管理者制度による読替え)

第7条 条例第11条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第5条及び第6条の規定及び様式第1号、様式第5号及び様式第6号の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第8条 条例第12条第1項の規定による申請は、市長が指定する期限までに様式第7号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 事業年度の事業報告書、収支計算書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (3) 事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 条例第13条に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定等)

第9条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定した法人又はその他の団体（以下「指定団体」という。）に対し、様式第8号の公の施設の指定管理者指定等通知書によりその旨を通知するとともに、次の各号に掲げる事

項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 指定をした日
- (2) 管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 指定の期間

2 市長及び指定団体は、センターの管理に関する協定を締結しなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、条例第15条の規定により指定を取消し、又は期間を定めての管理業務の全部若しくは一部の停止（以下この条において「指定の取消し等」という。）を命じた場合は、様式第9号の公の施設の指定管理者指定取消し等通知書によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項について、速やかに告示するものとする。

- (1) 指定の取消し等を命じた日
- (2) 指定の取消し等を命じられた指定団体が管理を行っていた公の施設の名称
- (3) 指定の取消し等を命じられた指定団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その期間と当該業務の範囲

(利用料金の承認申請)

第11条 指定団体は、条例第17条第2項の規定により利用料金の額について市長の承認を受けようとするときは、様式第10号の利用料金承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を承認するときは、市長は、様式第11号の利用料金承認通知書を指定団体に通知するものとする。

(事業報告書)

第12条 指定団体は、毎年度終了後、センターの管理業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日規則第15号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月27日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条を第13条とし、第6条の次に次の6条を加える改正規定中第8条及び第9条を加える部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年4月1日前においては、この規則による改正後の東松山市市民健康増進センター条例施行規則第8条に基づく指定の申請及び同規則第9条に基づく指定等は、これらの規定中引用される条例の規定にかかわらず、東松山市市民健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成18年東松山市条例第38号）附則第2項の規定に基づき行うものとする。

附 則 (平成20年4月30日規則第87号)

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月10日規則第112号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日規則第14号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 1 8 日規則第 1 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表)

東松山市市民健康増進センター利用証	
◆住所	東松山市 _____
◆氏名	_____
◆電話	_____
◆生年月日	_____
年 月 日	No. _____

(裏)

注 意 事 項

- 1 この利用証は、市民健康増進センターを利用する際に必ず受付に提示してください。
- 2 この券を他の人に譲渡したり貸与することはできません。
- 3 この券を紛失・破損したときは、再交付を受けてください。
- 4 利用資格を失ったときは、破棄してください。

東松山市市民健康増進センター

東松山市大字神戸885番地 TEL0493-31-2660

東松山市長

様式第4号(第4条関係)

利 用 券
(個人入館料)
(団体使用料)

¥ —

東松山市市民健康増進センター

様式第4号の2(第4条関係)

表紙

<p>東松山市市民健康増進センター (市内60歳以上・市内59歳以下・市外)</p> <p>回数券 11枚</p> <p>¥ _____ 円</p> <p>※裏面を必ずお読みください。</p> <p>東松山市市民健康増進センター</p>
--

裏表紙

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 この回数券は、市民健康増進センターに入館する際に(利用証と一緒に)受付に提出してください。2 この回数券は、払戻し及び現金への換金はできません。3 回数券は金券代りにご利用できません。
--

綴り券(表)

<p>健康増進センター回数券 (市内60歳以上・市内59歳以下・市外)</p> <p>東松山市市民健康増進センター</p>

綴り券(裏)

<p>割印がないものは無効</p> <p>入館の際に(利用証と一緒に)受付にお出しく ださい。</p>

様式第5号(第5条関係)

東松山市市民健康増進センター入館料等免除申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

申請者 住 所

団 体 名

氏 名

生年月日

T E L

次のとおり入館料等の免除を受けたいので申請します。

利 用 の 目 的	
利 用 日 時	年 月 日() (午前・午後 時 分～午前・午後 時 分)
利用施設の名称	
使用料の免除 を要する理由	

様式第6号(第5条関係)

(表)

東松山市市民健康増進センター入館料等免除利用証	
◆住所	東松山市
◆氏名	
◆電話	
◆生年月日	
東松山市市民健康増進センター条例第8条に基づき入館料を免除する。	
年 月 日	No. _____

(裏)

注 意 事 項

- 1 この利用証は、市民健康増進センターを利用する際に必ず受付に提示してください。
- 2 この券を他の人に譲渡したり貸与することはできません。
- 3 この券を紛失・破損したときは、再交付を受けてください。
- 4 利用資格を失ったときは、破棄してください。

東松山市市民健康増進センター
東松山市大字神戸885番地 TEL.0493-31-2660

東松山市長

様式第7号(第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

指定管理者の指定を受けたいので、東松山市市民健康増進センター条例第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定管理者として指定を受けようとする公の施設の名称

2 添付書類

① 事業計画書

② その他規則に定める書類

様式第8号（第9条関係）

公の施設の指定管理者指定等通知書

年 月 日

様

東松山市長

印

下記施設について、指定管理者に指定されましたので通知します。

記

- 1 指定管理者として管理を行う公の施設の名称
- 2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 備考

様式第9号(第10条関係)

公の施設の指定管理者指定取消し等通知書

年 月 日

様

東松山市長

印

指定管理者の指定の取消し等について、下記のとおり通知します。

記

指定の取消し等の決定事項

(1) 内容

- ・ 指定を取消します。
- ・ 業務の停止を命じます。

(2) 理由

(3) 指定管理者として管理を行っていた公の施設の名称

(4) 指定取消し日 年 月 日

(5) 業務停止の期間と業務の範囲

年 月 日から 年 月 日

様式第10号(第11条関係)

利用料金承認申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

東松山市市民健康増進センター指定管理者

利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

施設等の名称	利用区分	金額(円)	備考

様式第11号(第11条関係)

利用料金承認通知書

年 月 日

東松山市市民健康増進センター指定管理者 様

東松山市長

年 月 日付け申請の利用料金の額については、以下のとおり承認しますので
通知します。

施設等の名称	利用区分	金額(円)	備考

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第4号の2（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第9条関係）

様式第9号（第10条関係）

様式第10号（第11条関係）

様式第11号（第11条関係）